

第1回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会 会議録

議題	1 会長・副会長の選任 2 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会の概要（資料1）、スケジュールの説明（資料2） 3 新たな地域コミュニティの取り組み概要の説明（資料3）、各地区の状況（資料4・5） 4 地区まちぢから協議会からの認定申請の調査審議について 5 意見交換 6 その他
日時	平成28年5月19日（木）10時40分から12時55分まで
場所	市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<b>【委員】</b> 大塚委員、平井委員、高橋委員、水島委員、上原委員、名和田委員、三輪委員 <b>【事務局】</b> 平野総務部長、（市民自治推進課）岸課長、永倉課長補佐、廣瀬課長補佐、大森主任、窪田主任
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	4名

（会議の議事録）

○岸課長

ただいまより、第1回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。

私は、市民自治推進課長の岸でございます。

本日は第1回目の会議であるため、「議題1 会長・副会長の選任について」までの議事につきましては、事務局で進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と規定があります。本日は全委員の出席をいただいておりますので、会議は成立することをご報告いたします。

また、本日は傍聴の方がお見えになっております。傍聴の方におかれましては、受付時にお渡しさせていただきました傍聴券に記載の内容に従って傍聴をしていただきますよう

お願いいたします。

早速ですが、お手元の次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、初めての審議会となりますので、大変恐縮ではございますが、皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

お手元の名簿の順番で、大塚委員よりお願いします。

(各委員自己紹介)

ありがとうございました。

それでは議題に入ります。

「議題1 会長・副会長の選任について」を議題とします。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第4条第1項において、「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。」と規定しております。

なお、会長の職務は、地域コミュニティ審議会規則第4条第2項において、「会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。」と規定しております。

皆様ご意見をお願いします。

○水島委員

事務局で何かお考えはありますか。

○岸課長

ただいま、事務局の見解をとのご発言がありました。事務局の考えをお示ししてよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局といたしましては、本取り組みのモデル事業の段階から多くの御協力をいただき、この地域コミュニティの取り組みに関する市の条例の制度設計においてもアドバイザーとして関わっていただきました名和田委員に、これまでのご経験や幅広いご見識から、会長にご就任いただければと考えます。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

名和田委員、会長ご就任について、ご承諾いただけますでしょうか。

○名和田委員

光栄です。やらせていただきます。

○岸課長

以上の結果、会長につきましては、名和田委員にお願いをさせていただきます。

続いて、副会長の選任に移りたいと思います。副会長の職務については、地域コミュニティ審議会規則第4条第3項において「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき

又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。」と規定しております。

皆様のご意見をお願いします。

(意見なし)

ご意見がないようでしたら、会長から副会長をご指名いただければと思います。

○名和田会長

互選がきっかけということで、横浜市で活動され、尊敬している三輪委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○三輪委員

よろしくお願ひいたします。

○岸課長

それでは、副会長は、三輪委員にお願いをさせていただきます。

今後の議事につきましては、地域コミュニティ審議会規則第5条第1項に規定のとおり、会議の議長は会長が務めることとなっております。

それでは、名和田会長と三輪副会長に、これからの進行をお願いいたします。

○名和田議長

会長に選ばれました名和田でございます。会長がこの審議会の議長となりますので、これから議長をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

傍聴に多くの方がお越しいただき、関心をもっていただきありがとうございます。傍聴のルールをお守りいただき、進行にご協力をお願いいたします。

なお、本日の会議の議事録署名委員は、大塚委員とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長として、簡単にあいさつをさせていただきます。

こういった地域コミュニティの仕組みは、都市内分権、自治体内分権、地域分権、小規模多機能自治など言葉が氾濫していますが、日本の市町村は、規模が大きいため、こういうものが日本にもあったら良いなと思い、ドイツに留学をしていました。ドイツのブレーメン市では、1946年からこのような制度があり、法律上の根拠があり、稼働していました。それから日本に帰ってきて、ドイツに似た仕組みが1990年代から出てきていることに気づきました。宝塚市や北九州市、もっと先駆的な事例としては、中野区、日高市、目黒区などが挙げられます。特に今世紀になって爆発的に増えてきて、いくつかの調査によると全国的にも、約半数の自治体でやっているのではないかと思います。

自分に身近な神奈川県内においても、取り組みが進められていまして、特に茅ヶ崎市は、先ほどご紹介いただきましたように、前から関わらせていただきました。いよいよ、自分

が関心を持って、研究してきたことが、身近に取り組みが行われ、実践的に関われることができることに研究者として喜ばしく光栄です。

こういった審議会の制度へ同様に関わらせていただいているのが千葉県佐倉市です。佐倉市と比べて制度的にも茅ヶ崎市は特徴がありますので、この後、必要に応じて一委員の意見としてお話をさせていただきます。

2年間という任期ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って、議題2から進めさせていただきます。

事務局より、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会の概要及びスケジュールの説明についてお願いします。

#### ○廣瀬課長補佐

資料1及び資料2に基づき、説明させていただきます。委員に就任いただく依頼をさせていただいた時に、ご説明をしているところですが、第1回目の審議会ということで、改めて簡単に概要のご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会の概要として、委員数は7名以内で、現在お集まりいただいている皆様のおりの構成となっております。任期は、委嘱日より2年間となっており、職務については、認定コミュニティによる公益の増進のための取組及びこれに対する支援に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第1項の認定及び同条例第7条の規定による認定の取消しにつき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することです。会議の開催予定として、年間4回程度を予定しています。

参考資料1～3については、本審議会に係る条例、規則等です。委嘱式において、市長から説明を申し上げましたが、平成28年4月1日に条例が施行されたものです。目的としては、地域において公益を増進するために活動するコミュニティの認定その他コミュニティによる地域における公益を増進するための活動を促進するために必要な事項を定めることにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とするものです。これに関連して、茅ヶ崎市自治基本条例の逐条解説を配付させていただきました。併せてご確認ください。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第8条において、市長は、次に掲げる場合には、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会に諮問しなければならない。第1号として、認定の申請に対する処分をしようとする場合、第2号として、前条の規定による認定の取消しをしようとする場合となっております。

資料2をご覧ください。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会関連スケジュールとして、今後の予定について記載しております。条例運用に記載のとおり、4月1日に条例が施行さ

れ、区域の告示を行いました。審議会の委員の皆様におかれましては、本日第1回審議会において、委嘱式、概要説明を行い、認定について調査審議をしていただくこととなります。今後も地域からの認定申請等が行われる際に、審議会を開催することとなります。

平成29年4月～5月にかけて、平成28年度の認定状況の確認、活動状況、市の支援について検証を行っていただき、認定の妥当性について、審議していただきます。

地域の動向として、資料上は、第1回審議会に向けた認定申請の準備が3地区によって進められておりましたが、今回1地区より申請がありました。

○名和田議長

ありがとうございました。

事務局より茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会の概要と今後のスケジュールの概要について、ご説明いただきました。

ご質問等ございますか。

個人的な感想を申し上げますと、すでに1地区から認定申請があります。茅ヶ崎市のように、協議会を認定する際、審議会に諮問するという制度は、他の自治体ではあまり行っていないと思います。少なくとも、千葉県佐倉市では、市長が認定を取消しする際に審議会に諮問する制度となっています。非常に特徴のある制度となっていると思います。

話している間に、質問を思いつかれましては、どうぞ。

○平井委員

認定をするための条件はあるのでしょうか。

○名和田議長

基本的には、認定の条件が条例に書いてあります。詳細な認定基準については、事務局より説明をお願いします。

○廣瀬課長補佐

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条に規定されています。「地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、次項各号に掲げる基準に適合するものは、市長の認定を受けることができる」としています。(1)～(8)がそれぞれの基準です。別に配付しております「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準」及び「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査表」が条例上の各基準に基づくものです。

○三輪委員

今回浜須賀地区まちのちから協議会から申請がありますが、浜須賀地区の中で個別に活動している団体から申請することはできるのでしょうか。市内12地区で認定申請が行われると、その後認定申請は行われないのででしょうか。

○名和田議長

茅ヶ崎市は、区域の告示がすでに行われており、条例上区域が決められています。この

区域は、地区自治会連合会の区域としており、全国的にも同様です。

三輪委員のご質問については、認定の条件として区域内の全自治会が構成団体として加入する必要があるため、各地区1つのコミュニティとなります。

今後も12地区だけのコミュニティなのかという疑問も出ますが、例えば宮崎市などは、分区を行い、自治会連合会区域を細かくし地域自治区域を改めたことがありました。

事務局からもご説明をお願いします。

○廣瀬課長補佐

お配りした資料の中に、市内12地区の位置が示されています。認定申請を頂く各地区の区域としては、資料のと通りの12地区です。

各地区内に、より小さなコミュニティが設立された場合ですが、名和田議長のお話のとおり、市長の認定を受ける場合には、条例第2条に全自治会が加入していることが明記されています。認定を受けない組織として、個別に設立していただくことは、問題ありません。

○平井委員

まちぢから協議会を組織するにあたり、区域内にいくつかの地域コミュニティが活動しているが認定の基準として、どのような団体を構成し、参画させる必要がありますか。

○廣瀬課長補佐

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定しているとおり、(1)地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ、(2)文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ、(3)児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティとしています。

○上原委員

まちぢから協議会と地域コミュニティの関係性、位置関係を整理したいのですが。

○廣瀬課長補佐

最初のモデル事業として、平成24年からまちぢから協議会が設立されています。すでに設立されているまちぢから協議会は、10地区で設立され、活動が行われています。

○上原委員

資料を見ると、平成24年にまちぢから協議会が設立され、平成25年に市から設立の助成金が支給されています。市から助成を受けて、認められている団体に対して、この審議会はさらに認定するのでしょうか。

○廣瀬課長補佐

まちぢから協議会の運営のために、年間10万円の補助をこれまでも行ってきました。認定された場合は、これからの地域活動のさらなる推進のための運営費の補助額を増やして助成するものです。また、各地区から事業の提案があった際に、上限金額までの中で、

事業に要する費用を助成する制度があります。認定されることによって、さらなる財政支援を受けることができます。

○上原委員

まちぢから協議会と地域コミュニティは同一団体でよろしいでしょうか。

○廣瀬課長補佐

茅ヶ崎市では、新たな地域コミュニティという名称でこの取り組みを進めています。まちぢから協議会という名称は、地域の中で命名しています。浜須賀地区については、「まちのちから協議会」としています。名称としては、必ずしもまちぢから協議会という名称を使用するものではないですが、10地区のうち9地区でまちぢから協議会としています。

コミュニティという名称については、茅ヶ崎市自治基本条例に規定しており、「市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。」という定義がされています。こういった中で、一定の基準を満たしたコミュニティに対して、市長が認定を行うという制度となっています。

○水島委員

審議会として、事業の評価などについては、審議しやすいが、条例や規則に規定されたとおりの基準を満たし、規定されたコミュニティがまちぢから協議会として参画している中で、組織を認定する際に、どのような審議を行うべきなのでしょう。

○廣瀬課長補佐

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条に規定された各号の認定の基準に適合しているかの確認作業をしていただくこととなります。また、実際の認定申請の内容を確認していただき、不適切な部分があれば指摘し、改善すべき点などを審議していただきます。

○名和田議長

やってみないとわからないところもありますのが、認定要件にグリーゾーンがない内容であれば、市が事務的に審査すれば済むことです。認定要件については、グリーゾーンがまったくないというわけではなく、茅ヶ崎市の地域自治の発展などの理念に照らして、適正に判断しなければならないということで審議会において審議することだと思っています。審議会として、審議内容に条件や意見を付すことができると思います。認定するがこういう点に気を付けて欲しいなど、やり方は色々あると思いますので、審議会で○か×で判断するだけでなく、条件や意見の中で行っていければと思います。

○岸課長

グリーゾーンというところですが、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条に(5)活動の一環として行われる事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること、(6)民主的に運営されているものであることと規定されている中で、

1年間活動してきた実績などを見て判断する必要があります。規約などの文言については、事務的に認定要件を満たしているかどうかを確認すれば問題ないですが、協議会としての取り組みや事業についても審議していただきたいと考えています。

○平井委員

認定されたコミュニティに対しては、事業費として一律に200万円を支給するのでしょうか。

○廣瀬課長補佐

事業を提案していただき事業の必要経費ごとに支給することとなりますので、いきなり200万円を支給するものではありません。

○名和田議長

それでは、次第に沿って、議題3に進めさせていただきます。

事務局より、新たな地域コミュニティの取り組み概要及び各地区の状況の説明についてお願いします。

○廣瀬課長補佐

資料3をご覧ください。この資料に基づき、市内各地区で説明会を開催しています。この取り組みを進める背景として、社会経済状況の変化、少子高齢化、地域への帰属意識の低下、地域課題の多様化が挙げられます。

今までは自治会が地域の担い手となっていました。自治会加入率の低下、担い手の不足によって、多様化する地域の様々な課題への対応が難しくなってきました。そこで、地域の課題に対して、地域の皆さんが一体となって、「地域の力」を発揮していただく必要があります。

まちぢから協議会の中では、各種団体は対等な関係であり、共通する地域課題を共有し、協力して取り組むこととなります。まちぢから協議会は、地域におけるコーディネート機能を有する発信地としての役割を担っていただきます。

次ページ以降、各地区で行われたモデル事業などについては、お時間のある際、ご確認をお願いいたします。

資料4については、各地区のこれまでの取り組みや協議会の構成などについて、まとめた資料です。

資料5については、各地区におけるまちぢから協議会での認定に向けた準備状況をまとめたものです。地域内での認定申請への合意から始まり、認定に向けて規約の見直しを行った状況を示しています。また、公募委員の募集における概要、民主的な運営状況、一般市民の参加状況について、まとめています。

○名和田議長

ご質問はございますか。



○上原委員

資料5については、湘北地区と鶴嶺西地区の認定に向けた準備状況の記載がありませんが、書くことがないという認識でよろしいのでしょうか。

○廣瀬課長補佐

こちらに記載の10地区については、協議会が立ち上がっており、認定の準備が進められている地区です。鶴嶺西地区については、現在協議会立ち上げに向けた準備が進められています。湘北地区については、地域の中で意見交換を行っているところです。この2地区については、まちぢから協議会が設立されていませんので、記載していません。

○名和田議長

協議会が現に存在している地域のみ列挙したという趣旨の資料となっているという説明です。

協議会は、民間サイドの団体としてあらかじめ立ち上がっているもので、それを市長が認定するという仕組みとなっています。日本の仕組みの特徴と言えます。認定される前の協議会が存在するというところが引っ掛かるころだと思えます。協議会は行政から説明を聞きながら地域の自主的な判断で立ち上げていただいている中で、認定の要件に合致しているものを市長は認定し、認定されたコミュニティは財政面などの支援を受けることができるという仕組みとなっています。

○水島委員

公募委員の募集については、募集してもなかなか集まらない状況だと思いますが、地域の役員だけではなく地域の一般市民にも参画していただく趣旨があると思います。これは認定要件として必須条件なのでしょうか。また、一般市民の参加として、鶴嶺東地区など公募の応募がなかった場合などは認定申請に影響がないと思ってよろしいのでしょうか。

○廣瀬課長補佐

資料5に記載の状況については、すべて条例に位置づけされている認定するための条件となっています。公募委員についても条例上、協議会の意思決定の中に参加していただくという要件があります。一般市民の参加についても同様です。

○名和田議長

公募委員に参加していただく努力をしたことや公募の手続きを行ったことは一つの認定要件となっています。茅ヶ崎市の条例の一つの特徴となっています。募集をして応募がなかった場合は、とりあえずしょうがないということになります。

○三輪委員

資料4の協議会の構成について、おおよそ各地区で同様の構成となっていますので、これらの団体は必ず参画していなければならない団体という理解でよろしいのでしょうか。また、PTA等というのがあったりなかったりするのですが、学校が複数またがっていたり、

必須要件としていない理由はあるのでしょうか。

○廣瀬課長補佐

構成の中で丸数字となっているものがおおよそ各地区でも参画されている団体です。自治会、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などは各地区でも積極的に活動されていることが多い団体です。PTAについては、青少年育成推進協議会の中にどの地区もPTAの方が加入しているおり、地域の中で協議した結果、青少年育成推進協議会からPTAの声が反映されるという考えのため、PTAをあえて入れる必要はないと考えた地域とPTAも構成団体として入っていただきたいと考えた地域の違いです。

○名和田議長

条例上、必須の団体としては、全自治会と(1)地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ、(2)文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ、(3)児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティです。

○三輪委員

全自治会というものが細分化されていたり、包括されていたりするので、全自治会が必要なのか、又は全自治会の代表の方が良いのかわかりにくかったことと、PTAもそうですが、例えば、子ども会などは、自治会の下部組織として自治会に包括されていることが多く、子ども会の話も自治会から反映できることとするのか、それとも構成団体の実態に合わせた組織体系として構成をチェックするのか、組織の合意形成の話もあり、それぞれの地区の特徴もあるので、全自治会という「全」の部分がハードルを上げていると感じています。

○名和田議長

子ども会が自治会に包括されているという考え方は、全自治会が参画しているから、規則第3条第1項第3号に規定されている児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティが満たされていると判断するかしないかについては、グレーゾーンであり、私達がこの審議会で判断しなければいけないところもあると思います。

○三輪委員

これから認定申請が出てくる中で、まだ申請書を確認していませんが、そういったものが確認できる書類が必要なのか必要でないのかぼんやりしておいた方が良いのか難しいところです。

○名和田議長

そこが確認できないと審議会として責任が持てないとなれば必要となると思います。

○三輪委員

ただ一方で、こういった活動を増やしていくというか、活発な地域活動となるような体制は必要なのであまりガチガチにするのはどうかなというところのせめぎ合いになると思

いますので、これから始まる審議会の中で議論ができればと思います。

○上原委員

私自身も自治会に所属していますが、各地区の自治会数もそれぞれ多かったり少なかったり、大規模マンションが入っていたりと差があると感じました。資料をいただいた際に、浜須賀地区の全自治会の加入数をチェックしてみましたが、まちぢから協議会は認定申請があがってきた際に、事前に市がチェックしているものなののでしょうか。

○廣瀬課長補佐

認定申請の記載内容については、そのままこの審議会に提出しています。認定申請書は地域で作成していますが、事前に地域担当職員が入り話を伺ったり助言を行ったりしています。

○上原委員

息子の通っていた小学校はPTAがなかったので、手をつなぐ会という組織となっていますが、どう違うかというPTAの場合は上部団体があって、全国PTA会があり、そこに負担金を支払ったり会合があったりとそういうのが大変なので手をつなぐ会となったようです。他の小学校もそういったものがあるのだと思います。今宿の地域は、子供の数も少なくなっており、子ども会もなくなっているようです。認定するにあたり、子供を対象とした団体がどの程度あるのかわかりません。

○名和田議長

我々が判断できるための資料を事務局に準備していただく必要があると思います。でないと判断できませんと差し戻すことになってしまうと思います。

我々としては、十分な判断材料が提供されて審議を行い、認定申請に対する答申として、認定の可否を判断するようになると思います。

それでは、議題4の地区まちぢから協議会からの認定申請の調査審議について、実際に1件認定申請が上がってきているようなので、事務局より説明をお願いいたします。

○廣瀬課長補佐

先日委員の皆様にお知らせさせていただきましたが、1件の申請がありましたので、審議をお願いいたします。

資料の準備が直前となりましたが、5月16日付けでの申請となっております。

なお、審議をしていただくにあたり、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第8条の規定に基づき、市長より諮問をさせていただきます。

○平野総務部長

市長より諮問がありましたので、読み上げさせていただきます。

地域社会の健全な発展に寄与するため、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例において、地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、一定の

基準に適合するものは、市長の認定を受けることができることとされています。

つきましては、同条例第2条第1項に規定する認定について、同条例第8条第1項第1号の規定に基づき、諮問いたします。市長に代わり代読させていただきました。

○名和田議長

ただいま、市長からの諮問をお預かりいたしました。委員の皆様には、事務局より諮問書の写しを配付していただき、ご確認くださいようお願いします。では、改めて議題4を進めさせていただきます。

事務局より説明のありました諮問に対して、本審議会として調査審議をし、その結果を答申することとなります。

まず、浜須賀地区からの申請内容について、事務局より説明をお願いします。

○廣瀬課長補佐

今回認定申請のありました浜須賀地区まちのちから協議会の申請書類一式と「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準」「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査表」を配付させていただいております。審査基準については、先日本送りのものから修正をさせていただいておりますので、差替えをお願いします。また、申請書類の資料等については、個人情報を除いた形でお配りさせていただいておりますので、ご了承ください。

先ほど、上原委員からどの地区に自治会があるかご質問いただいたところですが、資料が前後して申し訳ございませんが、地区別単位自治会の名称の資料についても準備しましたので、ご確認ください。

認定の申請内容について、地域担当職員よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○大森主任

浜須賀地区地域担当職員の大森です。よろしくお願いたします。

今回、浜須賀地区より提出のありました申請書類一式について、お配りした資料をご確認ください。認定申請書類と茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査表に合致しているか一つひとつ確認しながら、ご説明をさせていただきます。

審査基準については、(1)～(8)まであります。(1)区域の合致アの記載事項について、「申請書に、主として活動する区域が記載されているか。」を見てみますと、認定申請書の主として活動する区域に記載されています。イ「申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。」を見てみますと、書類(1)規約の第1条に規定されています。ウ「規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。」については、事前に配付いたしましたファイルの浜須賀地区のページに地図上で浜須賀地区を告示した資料がございます。この告示区域と浜須賀地区まちのちから協議会からの認

定申請書「主として活動する区域」に記載の内容を見ますと合致していることが読み取ることができます。

審査基準(2)をご覧ください。構成団体としての自治会の有無についてですが、ア「申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。」ですが、地区別単位自治会の名称の資料をご覧ください。浜須賀地区においては、三が丘自治会から始まり全12自治会が加入しています。これらの自治会が規約第5条(1)に規定されています。イ「申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。」については、名簿をご覧ください、全ての自治会が構成員であることが明確に読み取れます。

審査基準(3)をご覧ください。規則で定める構成団体の有無についてですが、ア「申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。」によって、(1)地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ、(2)文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ、(3)児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティが構成されているかを確認しますと、規約第5条(2)が地域福祉全般に関する地域団体の代表、(3)スポーツ・健康に関する地域団体の代表、(4)青少年育成に関する地域団体の代表で読み取ることができます。イ「申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。」についてですが、名簿をご覧ください。地域福祉全般に関する地域団体の代表として、名簿No.2及びNo.15が地区社会福祉協議会会長、副会長が参画しております。スポーツ・健康に関する地域団体の代表として、名簿No.17に地区体育振興会会長が参画しております。青少年育成に関する地域団体の代表として、名簿No.18に浜須賀小学校区青少年育成推進協議会会長、No.19緑が浜小学校区青少年育成推進協議会役員、No.20浜須賀小学校PTA会長、No.21浜須賀中学校学級代表者会代表が参画していることが読み取れます。

審査基準(4)をご覧ください。公募委員に関する規定及び募集実績についてですが、ア「申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。」として、規約第5条(11)に公募により認められた者と規定されています。イ「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。」についてですが、認定申請書書類(4)に記載の内容をご覧ください。(1)現在の状況について、読み上げます。浜須賀地区まちなちから協議会の重要事項の決定については、浜須賀地区まちなちから協議会規約第14条及び第21条に規定のとおり、委員により構成される「総会」及び「運営委員会」の議決をもって行うものとしており、平成28年5月現在、委員に公募により選出された1名が参加しています。つまり、重要事項の決定に関与するという事は、浜須賀地区におい

て、総会及び運営委員会の議決権をもっているかいないかということです。(2)選出の経緯についてですが、市ホームページ及び広報ちがさきにより、公募委員を募集したところ、1名の応募があり、浜須賀地区まちのちから協議会選考委員会議による選考を経て、平成28年3月29日の臨時総会にて公募委員の選任を行いました。(3)今後の取り組み予定としては、今回選任した公募委員が1年で任期満了となるため、平成28年度事業計画に「公募委員の募集」を位置づけ、平成28年12月より、新たな公募委員の募集及び選任を行う予定であることが記載されています。名簿No.26が公募委員の構成員です。

審査基準(5)をご覧ください。個人の参加の担保についてですが、ア「申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。」として、規約第10条に会議の取り決めが規定されており、この会議の種別のうち、部会に注目していただきます。部会は、普段地域活動に参加する機会がなかった住民に対し、誰でも気兼ねなく参加できるものとして位置づけています。部会の詳細については、第23条～第26条に規定しております。規約に部会についての取り決めが記載されていますが、実際の取り組みについては、認定申請書に記載されています。イ「全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。」について、認定申請書書類(5)に記載の内容をご覧ください。(1)認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるための仕組み、取り組みとして、浜須賀地区のすべての市民が参加できる事業として、市民集会、防災訓練を実施しており、いずれもチラシの回覧や浜須賀会館での案内等、幅広く事業の参加を呼び掛けている状況です。その他、テーマ別の事業として、地域内の乳幼児とその保護者の誰もが参加でき、日頃の子育ての悩みや楽しみなどを共有する機会を設けることにより、乳幼児の健全な成長と保護者の悩みの解消に寄与することを目的とした、すこやか赤ちゃんサポートを開催しています。また、浜須賀地区では、「誰もが気軽に意見を言うことができること」を個人の参加の第一歩と考えることから、浜須賀会館に目安箱を設置し、すべての住民を当事者として捉えながら、地域住民一人ひとりの声を浜須賀地区のまちづくりに生かすための取り組みを行っています。(2)今後の取り組み予定についてですが、ごみの減量化、資源化、適正処理の推進を目的として、茅ヶ崎市から委嘱されている環境指導員のうち、浜須賀地区内で活動する者を構成員とした部会を発足し、環境に関する協議や意見交換を行っています。地域内における環境美化に関する取り組みのさらなる推進を図るとともに、特定の分野に興味をもつ住民に対する参加機会を創出するため、ごみや環境に関心を持っている地区内の市民との意見交換の場を設けることを平成28年度事業計画に位置付けており、実施に向けた検討を進めています。

審査基準(6)をご覧ください。民主的運営の担保についてですが、ア「申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。」として、規約第10条をご覧ください。「会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。」

「会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。」と規定されています。イ「民主的な運営に関する調書の内容が適切か。」について、認定申請書書類(6)に記載の内容をご覧ください。1 現在の状況の記載内容の前段については、先ほど規約について説明したものです。組織の透明性については、民主性を確立するための重要な要素として捉えていることから、広報紙「浜須賀まちのちから」を年3回発行し、まちのちから協議会の活動状況や、各団体からのお知らせなどをはじめ、浜須賀地区に関する様々な情報を、積極的に発信しています。委員の男女比については、委員30名のうち、男性委員21名に対し、女性委員9名となっており、引き続き、性別によることのない幅広い協議が出来る体制を構築していくこととしています。

今後の取り組みについてですが、平成28年度事業計画において「まちのちから協議会のホームページの開設」を位置づけており、広報・情報発信の強化を図ることにより、さらなる組織の透明性を確立していく予定です。

審査基準(7)をご覧ください。規約の有無についてですが、ア「申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。」ということで、この組織の位置づけはしっかりした規約に基づき存在しているものであるか、規約の体をなしているのか判断することとなります。規約第3条に目的、第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に所在地、第7条に代表者に関する事項、第9条に会長の職務が規定されています。第10条に会議に関する事項が規定され、第11条以降会議の構成について規定しています。

最後になりますが、審査基準(8)をご覧ください。活動内容における営利性、宗教性、政治性の有無についてですが、ア「申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。」ということで、規約第1条～第32条までをお読みいただき、営利的活動、宗教的活動、政治的活動でないことが読み取れます。イ「申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。」についても、申請書類から上記活動でないことが読み取れます。以上が、駆け足となりましたが、申し訳ございませんが、説明をさせていただきました。

○廣瀬課長補佐

補足させていただきます。配付した資料「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査表」については、ご提出していただくものではなく、各委員のメモとしてご利用ください。冒頭にご説明するところ、申し訳ございませんでした。

○名和田議長

丁寧なご説明ありがとうございました。配付資料の茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準及び審査表については、条例、規則に規定された認定要件をわかりやすく整理していただいたものです。一つひとつの要件を確認し、合致していれば、市長は認定する

ことができることとなります。おそらく、条例の目的に鑑みて、認定できるものであれば認定するべきだと考えられます。実際に、事務局から合致していることの説明がありました。この内容を各委員なりにご確認いただき、ご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。最終的に認定するという答申を出したとしても、付帯条件として、意見を付すことができますので、ご意見・ご質問をよろしくお願いいたします。

#### ○平井委員

ご説明いただきまして、認定基準には合致していると思われま。目的としては、できるだけ多くの地域コミュニティに本条例を有効活用していただきたいということだと思います。しかし、これだけの団体が参画し、活動しているにも関わらず、事業活動計画があまりにも少ないと思います。実際には、いかにして活動するかということが一番の目的だと思います。

#### ○名和田議長

ありがとうございます。ただいま、書類(3)申請する年度の活動計画書及び収支予算書について、ご意見をいただきました。認定の要件としては、合致しているが、内容をもっと充実させる必要があるのではないかというご意見でした。ほかにはいかがでしょうか。

#### ○高橋委員

すでに活動実績のある団体からの認定申請ということで、認定する方向性ということとは間違いのないと思います。審査基準の内容として、ほぼ事務局案件で対応できる部分は、詳細な資料をご準備いただいておりますので、審議会としては、人によって見方に違いができるかもしれない評価の部分を中心に審議の時間を割ければと思います。

2点ほど、気になった点があります。審査基準(3)規則で定める構成団体の有無として、規約第5条(1)～(11)までの者で構成されていますが、実際の名簿を見ますと、No.22及びNo.23の環境部会長、防災部会長となっています。これらの構成員がどういった立場からの参画となっているのか、いわゆるコミュニティの代表として参画しているのか、それとも協議会推薦であるのか、このあたりが判然としないため、認定の要件としての判断ではないですが、規約に基づいた人選がなされたのかという運用上の問題として名簿の記載を明白にするべきではないでしょうか。

もう一点ですが、審査基準(6)民主的運用の担保として、認定の審査だけではなく、認定後の活動が行われた際には、収支決算の報告、活動報告、次年度における活動計画について、条例で定められていると思いますが、民主的運用の担保というと、調書や規約上に委員の過半数以上が出席しなければ開くことができず、議事については出席者の多数決により決する旨を規定していますが、それだけだとあまりにもといった感じはします。少なくとも、総会の議事録を今回提出していただくのか、来年提出させるのかは別として、民主性の最たるものだと思います。議事録の作成義務については、規約上では総会と運営委



員会と定められていますので、運営委員会の議事録を提出することは大変な負担となってしまうと思われますので、少なくとも総会の議事録は提出いただければと思います。議事録の提出については、認定申請書の添付書類として明記されているものではありませんが、その他、市長が必要と認める書類として提出していただければと思います。

今後の添付書類としてであり、今回の認定申請に、問題があるというわけではありません。

○名和田議長

事務局より、説明をお願いいたします。

○大森主任

前段でご質問いただきました構成員についてですが、規約第5条(6)、(7)にそれぞれ規定されているものですが、浜須賀地区においては、これらの組織体が存在しておりません。従いまして、地域の中で市から委嘱されている環境指導員を一同に集めまして、部会を作り、そこから1名の選出をしていただいているものです。同様に防災リーダーを集めて、部会を作り、1名の選出をしていただいているものです。

○名和田議長

協議会の部会長ということによろしいでしょうか。

○大森主任

まちのちから協議会の部会長です。出身母体は、環境指導員と防災リーダーです。

○高橋委員

まちのちから協議会の部会長という立場ですとまちのちから協議会の内部の役割としてであるため、もともとの立場としてなんらかのコミュニティからの所属団体として参画すべきだと思います。

○名和田議長

事務局から説明があったとおり、規約上の団体がないため、地元のなかで工夫をして活動しているといった状況ということです。それはそれで理解できるのかなと思います。

○高橋委員

それであれば、所属団体の記載をそのような形にいただければ問題ありません。

○名和田議長

民主的な運営については、いかがでしょうか。

○廣瀬課長補佐

高橋委員ご指摘のとおり、民主的な運営については、非常に難しい視点になるかと思えます。委員の皆様からご指摘をいただきましたら地域の方に対応いただいて、今後の認定申請の書類として提出していただけるようにしていきたいと思えます。この場では、申し訳ございませんが、準備がありませんので、今後の認定申請の際には、総会の議事録につ

いて、提出していただけるよう準備したいと思います。

○名和田議長

条例第2条第2項第6号に記載の「民主的に運営されているものであること。」について、申請では、2つの視点で規約上の部分と運用の部分により認定要件に満たしていることの説明をいただきました。条例の解釈については、我々も独自で考えなければいけないのですが、事務局としては、規約上の委員の過半数以上が出席しなければ開くことができず、議事については出席者の多数決により決する旨をもって民主性の担保とし、運用上としては、書類(6)調書に記載の内容について要件を満たしているという解釈です。

今回はこの取扱いでよろしいかと思いますが、次回以降より充実した書類を提出していただけるようお願いするのかといったことでしょうか。

○高橋委員

先ほども申し上げたとおり、今回の認定の申請に対して問題といているわけではなく、今後、条例第6条にあるとおり年次の活動報告などのなかで、事業の実施にあっては、税金が投入されるものなので、前年度の活動報告書及び収支決算書、当該年度の活動計画書及び収支予算書、その他市長が必要と認める書類として、総会の議事録を提出していただければと思います。

○名和田議長

今回は、調書という形で認定申請書があがってきているわけですがけれども、認定にあたっては、これで問題ないかと思いますが、1年後、実施後の事業内容についてもフォローアップしていくということが決められているところです。そのなかで、民主的な活動が行われているということを逐一確認するといったことで必要な書類を提出していただきたいと思います。これは、浜須賀地区に対する意見ということではなく、事務局に対して今後の審議会の運用としてお願いいたします。

○水島委員

規約第6条で準委員の規定がありますが、本会に準委員を置くと唐突にあります。名簿を見ますと、準委員が4名います。書類(6)を見ますと委員は30名と記載されていますので、準委員も含んだ構成となっているかと思いますが。規約上の作りとして、もう少し工夫ができないかなと思います。第5条の関連でという作りの方が見やすいかなと思いました。

募集を行った公募委員の任期が1年と調書に記載してありますが、規約上の任期は2年となっているにもかかわらず1年となったのはなぜでしょうか。

○大森主任

今年度が他の委員の任期の2年目となっておりますので、公募委員も任期を合わせるために1年としました。

○名和田議長

準委員の考え方について、地域から何か聞いていますか。

○大森主任

詳細は聞いていませんが、浜須賀地区として、小中学校を重要視しています。一緒に地域のことを考えてもらおうということで本来でしたら、委員として参画していただきたいのですが、小中学校との協議の結果、毎回出席するわけではなく、必要に応じて準委員として、出席していただけるよう調整したものと聞いています。

○水島委員

小中学校などが準委員として、参加していただけるのは良いことだと思います。規約上の作りについて、工夫が必要ではないかなと思いました。

○名和田議長

準委員の役割としては良い工夫だと思います。委員としての議決権はあるのでしょうか。

○大森主任

総会における議決権はないと思います。

○名和田議長

そうですね。出席委員の過半数という規定となっていますので、準委員の議決権はないでしょう。

○平井委員

先ほど申しあげました活動計画の添付については、必要ないでしょうか。

○名和田議長

事業計画が提出されてはいますが、内容をより充実するという方向で審議会として意見を付けるか後で諮ることとします。

○三輪委員

自治会を中心とした組織がこれだけの組織を作ることは相当のパワーがいるし、担当職員が付くというのは評価したいと思います。各地区の情報などを形式的に整理していく作業が必要であると思います。情報として、審議会に提出するものと審議しなければならないものについて整理をしてほしいです。情報を一つの表にするなどしてまとめてもらえると審議の際にやりやすくなるとともに地域に対して様々な提案をすることができると思います。

○名和田議長

事務局で検討していただきたいと思います。審議会は提出された資料に基づいて認定要件に合致しているかを審査するのが主な任務ではあるが、それ以上の発言ができるのかを事務局側で検討してほしいと思います。

○三輪委員

赤ちゃんサポートの事業は誰でも参加できることになっていますが、経験上、早い段階から保育園に子供を預けてしまっているお母さんたちはなかなか参加することができないので、誰でも参加できる場は提供しているが実際は偏っている部分はあると思います。そういった部分をフォローしていくことが、地域の保育所だったりするので、そういったところに働きかけを行っていくことで、参加できる方々の範囲も広がっていくのではないのでしょうか。

○名和田議長

様々なご意見をいただきましたが、それを踏まえて結論をまとめたいと思います。ご意見をうかがうと、申請に対して認定をすることが適切である答申を市長にすることになりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

審議会の付帯意見として、平井委員の条例の仕組みを使って申請していただいたことに対し、敬意を表しますということと事業計画をさらに充実させて、地域の活動を推進していただくことを期待しますということで、あまりきつい言い方だと心外になってしまうのでこのような感じでいかがでしょうか。

○岸課長

認定申請書について、平井委員からも意見が出ていた事業計画等について、28年度の総会で議決された事業計画も添付されており、その中で様々な取り組みについて触れています。

○名和田議長

その資料を見たうえで言っているのではないのでしょうか。第1号の認定された協議会として期待をします、というようなニュアンスの付帯意見としていかがでしょうか。

(異議なし)

上記の内容で私と事務局と三輪委員で相談して文章を確定し、市長に答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

「議題6 その他」として、次回の審議会の日程調整をさせていただきます。次回、第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会の日程として、7月14日(木)午前中ということをお願いいたします。「議題5 意見交換」については、時間の関係で省略させていただきます。

以上を持ちまして、閉会いたします。

会長署名 名和田 是彦

---

委員署名 大塚 陽子

---